

プラスチックごみ削減の推進に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、マイクロプラスチック問題に対する共通認識のもと、地球規模での海洋汚染をもたらしているプラスチックごみ問題の解決に向けて、プラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、産学官の連携による取組を広げていくことでプラスチックごみの削減を推進し、もって全世界共通かつ喫緊の課題である、マイクロプラスチック問題の解決に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は、プラスチックごみの削減に向けた率先行動として甲が実施する「プラごみ削減キャンペーン」において、連携協力の下、市役所本庁舎等におけるペットボトル及び使い捨てプラスチック製品等の使用を抑制するとともに、産学官の連携による取組を広げていくことで、プラスチックごみ削減の推進に取り組む。

（甲の取組）

第3条 甲は、次の取組を実施する。

- (1) 市職員及び市民に対してプラスチックごみ削減の重要性を啓発するとともに、マイボトル・マイバッグの普及を促進し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制を図る。
- (2) 産学官の連携によるプラスチックごみ削減及びマイクロプラスチック問題の解決に向けた取組を推進する。
- (3) 本協定に基づく取組について、市内外に周知を図る。

（乙の取組）

第4条 乙は、次の取組を実施する。

- (1) 乙の事業活動において甲の「プラごみ削減キャンペーン」に協力し、プラスチックごみの削減を推進する。
- (2) 産学官の連携によるプラスチックごみ削減及びマイクロプラスチック問題の解決に向けた取組に参加し、知見及び技術等を提供する。

（協議事項）

第5条 本協定に基づく取組内容の詳細については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年 6月26日

甲：埼玉県さいたま市浦和区
常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇人

乙：埼玉県さいたま市大宮区
桜木町4丁目463番地
ウォータースタンド株式会社
代表取締役社長 本多 均